

平成26年度町農業等施策・予算に関する建議・要望に対する回答

農業委員会では、平成26年度町農業等施策・予算に関する措置について町に建議・要望していまして、3月31日に回答がありますのでお知らせします。

なお、要望内容の詳細については、「農業委員会だより第55号」に掲載しておりますので、ここでは省略します。

1 稲作部門について

(1) 農業生産基盤整備事業の推進

圃場整備事業の事業要件は、団体営によるプロジェクト支援

交付金事業では5ha、基盤整備促進事業では面積要件がなく事業費200万円以上が対象となります。

国において平成26年度から農業政策が大幅に見直される中ではありますが、それらを積極的に活用し、未整備地区への働きかけを行います。

(2) 農業用排水路整備の推進

水路整備には多額の費用を要することから、県営事業の導入

など、整備の必要性を関係機関に要望するとともに、中長期的な計画をもとに水害防止と地元負担の軽減を図ります。

2 畜産部門について

(1) 堆肥の利用促進へのシステムづくり

堆肥の品質向上に取り組むとともに耕種農家の利用促進につとめます。

また、放射性物質検査を県機関等で実施確認したうえで、堆肥の流通、安全確保につとめます。

3 農村活性化対策について

(1) 担い手支援対策
専門的な指導・助言については、関係機関との連携により担い手の経営安定が図れる活動を推進します。

また、担い手の育成・確保に関する実施は、人・農地プランの充実を図り、青年就農給付金事業等により支援していきます。

(4) 農業委員会体制の充実

農業委員会活動の推進、強化を図るうえで事務局の体制と業務体制を構築できるよう検討し

4 その他の対策について

(1) 遊休農地解消対策

(5) 農業振興公社の設立
農用地の流動化については、人・農地プランによる農地集積協力金および経営所得安定対策

サルとイノシシについては、委託による捕獲から町直轄組織による捕獲に改め、機動的対応ができる体制の構築を図ります。併せて、住民の自己防衛意識の醸成と防除体制の整備を図るための講習会を開催し、町と住民が協同で鳥獣被害の防止を図ります。

(3) 農業経営の安定支援

農作物への放射性物質の影響に対する対策としては、県、町において検査機器を導入し市場に出しましたは各道の駅直売所において販売する農産物の安全性の確認を実施したうえで販売しており、今後も継続して実施します。

また、県の緊急支援資金による利子補給制度等を活用することにより、経営安定の支援をします。

(5) 農業振興公社の設立
農用地の流動化については、人・農地プランによる農地集積協力金および経営所得安定対策制度による規模拡大加算交付金の活用により推進します。
また、農地中間管理機構の創設と併せ、町農業振興公社の設置については、平成26年度において具体的な検討をします。

平成25年度農地法関係審議状況

| | |
|------------|-------------------------------------|
| ・農地法第3条 | 34件 340,826m ² (売買22件外) |
| ・農地法第4条 | 9件 30,531m ² (植林用地3件外) |
| ・農地法第5条 | 16件 40,914m ² (駐車場3件外) |
| ・農用地利用集積計画 | 69件 909,492m ² (賃借権57件外) |
| ・非農地証明 | 11件 10,231m ² |